○　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（監査報酬額） 第一条の二　法第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　その事業年度（法第百七十二条の三第一項に規定する事業年度をいう。次号、第一条の三第一号ハ、第一条の四第二号、第一条の六第二号イ並びに第一条の七第三項第二号及び第四項第二号において同じ。）に係る法第二十六条の三第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する外国監査法人等を含む。）に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。 ［号を加える。］	（監査報酬額） 第一条の二　法第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。）

すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。）に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額

二　その事業年度に係る法第二十六条の五第一項に規定する特定非財務情報について、当該特定非財務情報が記載された同項に規定する記載対象書類を提出する者が、同項に規定する監査証明を受ける対価として、特定非財務情報監査証明業者（法第二条第四十八項に規定する特定非財務情報監査証明業者をいう。第一条の五の二第二項において同じ。）に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額

2　法第百七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める額は、前項第一号に掲げる額とする。

（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合）

第一条の二の二　法第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する有価証券報告書に係る事業年度の日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額（同項に規定する監査報酬額をいう。）が四百万円に満たない場合とする。

2　法第百七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する半期報告書に

［号を加える。］

［項を加える。］

（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合）

第一条の二の二　法第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する有価証券報告書に係る事業年度の日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額（同項に規定する監査報酬額をいう。次項において同じ。）が四百万円に満たない場合とする。

2　法第百七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する半期報告書に

係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額（同項に規定する監査報酬額をいう。）が四百万円に満たない場合とする。

（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の三　法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める期間における法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。）に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。）又は半期・臨時報告書等（法第百七十二条の四第二項に規定する半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて

係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。

（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の三　［同上］

一　［同上］

得た額の合計額とする。）の合計額

イ　法第百七十二条の四第一項に規定するとき　当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第三十三項第一号に定める事業年度の期間

ロ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十三項第二号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該半期報告書に係る期間

ハ　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあっては、法第百八十五条の七第三十三項第三号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該臨時報告書を提出した日（法第百七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二　［略］

（貸借対照表）

第一条の四　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号

イ　法第百七十二条の四第一項に規定するとき　当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

ロ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該半期報告書に係る期間

ハ　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあっては、法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該臨時報告書を提出した日（法第百七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二　［同上］

（貸借対照表）

第一条の四　［同上］

。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一・二　略］

三　法第百七十二条の十一第一項に規定するとき　当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第百八十五条の七第三十三項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。）

（虚偽記載等のある特定非財務情報を虚偽記載等のないものとして監査証明をした特定非財務情報監査証明業者に対する課徴金の納付を命じないことができる場合等）

第一条の五の二　法第百七十二条の四の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、法第二十六条の二十四第一項第一号の特定非財務情報について、虚偽であり又は欠けているものとして記載し

［一・二　同上］

三　法第百七十二条の十一第一項に規定するとき　当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。）

［条を加える。］

た当該特定非財務情報に含まれる指標その他の内容の変化が軽微である場合とする。

2　法第百七十二条の四の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、特定非財務情報監査証明業者が実施した特定非財務情報監査証明（法第二条第四十六項に規定する特定非財務情報監査証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）が一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。

3　法第百七十二条の四の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、特定提出者（法第二十六条の五第一項に規定する特定提出者をいう。）との間で既に締結されている契約に基づく特定非財務情報監査証明に係る業務とする。

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八　法第百七十二条の十一第一項第一号ロ⑴に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百八十五条の七第三十三項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八　［同上］

一　当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算

定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額

二　［略］

（特定関与行為に関する課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の八の二　法第百七十二条の十二第一項に規定する内閣府令で定める額は、特定関与者（同項に規定する特定関与者をいう。以下この条において同じ。）又はその密接関係者に対し、次に掲げる行為の手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

一　［略］

二　前号の特定関与行為が開始された日以後に特定関与者が当該特定関与行為に係る開示書類提出者等（法第百七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等をいう。）のために行った行為（当該特定関与行為を除く。）であって、当該特定関与行為に密接に関連するもの（法第二十六条の三第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。）

2　［略］

定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額

二　［同上］

（特定関与行為に関する課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の八の二　［同上］

一　［同上］

二　前号の特定関与行為が開始された日以後に特定関与者が当該特定関与行為に係る開示書類提出者等（法第百七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等をいう。）のために行った行為（当該特定関与行為を除く。）であって、当該特定関与行為に密接に関連するもの（法第百九十三条の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。）

2　［同上］

（審判手続の終結）

第六十条　審判官は、金融庁長官が法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第十項まで及び第十二項から第二十項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

［２・３　略］

（決定の記録事項）

第六十一条　法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第十項まで及び第十二項から第十九項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

［２・３　略］

４　法第百八十五条の七第二十項の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

一　［略］

二　法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書、第十一項、第十三項ただし書、第十八項ただし書又は第十九項ただし書に該当すること。

（虚偽記載等のある特定非財務情報を虚偽記載等のないものとして

（審判手続の終結）

第六十条　審判官は、金融庁長官が法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十八項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

［２・３　同上］

（決定の記録事項）

第六十一条　法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　同上］

［２・３　同上］

４　法第百八十五条の七第十八項の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

一　［同上］

二　法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十六項ただし書又は第十七項ただし書に該当すること。

監査証明をした特定非財務情報監査証明業者について二以上の決定をする場合の按分額） 第六十一条の三の二　法第百八十五条の七第八項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項に規定する個別決定ごとの算出額のうち最も高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （虚偽記載等のある特定非財務情報を虚偽記載等のないものとして監査証明をした特定非財務情報監査証明業者について既決定がある場合の按分額） 第六十一条の三の三　法第百八十五条の七第九項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第八項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について二以上の決定をする場合の按分額） 第六十一条の四　法第百八十五条の七第十二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項に規定する個別決定ごとの算出額のうち最も高い額に	［条を加える。］ ［条を加える。］ （虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について二以上の決定をする場合の按分額） 第六十一条の四　法第百八十五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項に規定する個別決定ごとの算出額のうち最も高い額に、

、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について既決定がある場合の按分額）

第六十一条の五　法第百八十五条の七第十三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第十二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（自己の株式の取得に準ずる場合）

第六十一条の六　法第百八十五条の七第十六項に規定する自己の株式の取得に準ずる場合として内閣府令で定める場合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得である場合とする。

（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告）

第六十一条の七　法第百八十五条の七第十六項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について既決定がある場合の按分額）

第六十一条の五　法第百八十五条の七第十一項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第十項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（自己の株式の取得に準ずる場合）

第六十一条の六　法第百八十五条の七第十四項に規定する自己の株式の取得に準ずる場合として内閣府令で定める場合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得である場合とする。

（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告）

第六十一条の七　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

［一・二　略］

［2～5　略］

（罰金の確定裁判がある場合の按分額）

第六十一条の八　法第百八十五条の七第十八項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

第六十一条の九　法第百八十五条の七第二十一項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

（罰金の確定裁判があった場合の按分額）

第六十一条の十　法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第六項、第七項、第十二項、第十三項、第十六項（法第百七十八条第一項第

［一・二　同上］

［2～5　同上］

（罰金の確定裁判がある場合の按分額）

第六十一条の八　法第百八十五条の七第十六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

第六十一条の九　法第百八十五条の七第十九項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

（罰金の確定裁判があった場合の按分額）

第六十一条の十　法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（法第百七十八条第一項第四

四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第十七項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条　金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）、第六項、第七項、第十二項、第十三項、第十六項（法第百七十八条第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十七項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2　［略］

3　金融庁長官は、法第百八十五条の八第八項の規定により法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項の決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4　金融庁長官は、法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定によ

号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第十五項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条　金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（法第百七十八条第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十五項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2　［同上］

3　金融庁長官は、法第百八十五条の八第八項の規定により法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4　金融庁長官は、法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定によ

る変更の処分をした場合であって、当該変更の処分をした後の法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項の決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であって、法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項の決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

5　［略］

る変更の処分をした場合であって、当該変更の処分をした後の法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であって、法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

5　［同上］

別紙様式（第六十一条の七第一項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 証券取引等監視委員会　あて 住所又は所在地 電話番号 （ふりがな） 氏名又は名称 個人であるときは、生年月日 課徴金の減額に係る報告書 金融商品取引法第185条の７第16項の規定による報告を下記のとおり行います。 記 ［１～３　略］ （記載上の注意） ［略］	別紙様式（第六十一条の七第一項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 証券取引等監視委員会　あて 住所又は所在地 電話番号 （ふりがな） 氏名又は名称 個人であるときは、生年月日 課徴金の減額に係る報告書 金融商品取引法第185条の７第14項の規定による報告を下記のとおり行います。 記 ［１～３　同左］ （記載上の注意） ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	